

NPO法人 神奈川被害者支援センター



ハート メッセージ



平成21年8月1日 第10号

発行者：特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター理事長 榊原 高 尋
〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町 2-24-2 ☎045-328-3720 ㊚045-328-3723



かながわ犯罪被害者サポートステーション始動

6月1日、かながわ犯罪被害者サポートステーション開所式がおこなわれた。松沢成文神奈川県知事は「犯罪被害者一人ひとりに合ったサポートをする全国のモデルケースとしたい。」と挨拶した。その後、松沢知事と当センター相談員との意見交換会がおこなわれた。



ハートライン神奈川
TEL 045-328-3725

●受付時間：10:00～16:00

FAXによる相談も受け付けています。(24時間)

FAX：045-328-3723

ホームページ：kanagawa-vsc.npo-jp.net/



かながわ犯罪被害者サポートステーション

三位一体の支援

神奈川県

中・長期的支援、生活資金の貸し付け、
弁護士による法律相談、
緊急避難場所の提供、
電話相談 等

警察

初期的支援、危機介入、
カウンセリング、病院等への付添、
犯罪被害者等給付金手続、
支援に関する情報提供

神奈川被害者支援センター

迅速柔軟な支援、電話相談、面接相談、
直接支援（警察署、検察庁、裁判所、病院等への付添）、
カウンセリング、自助グループへの活動支援



私たちもお手伝いします



支援調整会議

神奈川被害者支援センター

ひとりで悩まないで!

話してみよう



(電話相談)

相談員による相談・他機関への紹介を行っています。

TEL 045-328-3725



(カウンセリング)

臨床心理士等の専門家による
カウンセリングを行っています。

直接的な支援を受けたい

(直接支援)

警察署、検察庁、裁判所、病院に支援員が付き添います。

例えば…事情聴取、公判傍聴、その他必要に応じてご相談を受けます。

仲間をさがして…つながろう

(自助グループ)



定例会の様子



コーディネーター育成研修

神奈川被害者支援センターの活動を支えて下さい

賛助会員（個人・団体）・寄付者を募集

神奈川被害者支援センターは、皆様のあたたかいご支援によって支えられています。平成20年度は21名・9団体より計1,591,060円の寄付金をいただきました。引き続きご支援をお願いいたします。

◎個人賛助会員 1口 3,000円 *1口以上、何口でも可

◎団体賛助会員 1口 10,000円

◎寄付：金額や口数に関係なく随時受け付けています。

【個人賛助会費・団体賛助会費・寄付金に関しては税制優遇措置が受けられます】

振込先（ゆうちょ銀行の振替用紙をご利用ください。）

口座番号 00270-9-72111 口座名義 NPO法人神奈川被害者支援センター

電話相談等受理状況（平成21年4月～6月）

1 電話相談	72件
2 面接（カウンセリング）相談	16件
3 直接支援（検察庁、裁判所等への付添いなど）	23件
4 自助グループ活動支援	10回



～相談員養成講座～

① 神奈川県主催「かながわコミュニティカレッジ」 「犯罪被害者支援ボランティア養成講座（初・中級）」

- 講座内容 例 ・カウンセリングの基礎知識
・被害者の心理
・被害者支援の実際

- 実施日 平成21年10月9日（金）より
* 詳細・申し込みは県のホームページをご覧ください。
(県トップページ→暮らし・交流→生涯学習→)



② 当センター主催 「犯罪被害者等支援員養成講座（上級）」

(①の「犯罪被害者支援ボランティア養成講座（初・中級）」
修了者は、引き続きこの講座を受講できます。)

* 来年5月ごろ実施予定



* ボランティア相談員募集中

編 集 後 記

かながわ犯罪被害者サポートステーションの開所式における松沢知事のご挨拶にありました「犯罪被害者一人ひとりに合ったサポートをする全国のモデルケース」を実現するための活動の一翼を担えるよう、当センターならではの支援活動の充実に努めています。県民のみならず、神奈川被害者支援センターの活動の一端を知っていただけることを念じつつ、本号をお届けします。

広報部会 T. T